

山梨県立身延高等学校同窓会会則

- 第1条 本会は、山梨県立身延高等学校同窓会と称し、事務局を南巨摩郡身延町梅平1201-2、山梨県立身延高等学校内におき、次の地区に支部をおく。
- ・東京 ・関西 ・岳南 ・万沢 ・富河 ・睦合 ・栄 ・大河内 ・豊岡
 - ・身延門内 ・身延門外 ・下山 ・早川 ・中富 ・下部 ・鵜沢増穂
 - ・甲府 ・県庁事務局 ・久那土 ・市川三郷
- 第2条 本会は、県立身延中学校、県立臨時教員養成所、県立身延第一高等学校（併設中学校を含む）、身延実科高等女学校、身延高等女学校、県立身延高等女学校、県立身延第二高等学校（併設中学校を含む）、県立身延高等学校の卒業生および準卒業生をもって会員とする。
- 2 山梨県立身延高等学校職員および元職員をもって客員とする。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、常に会員と母校の連携を保ち、母校の発展と地域社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1) 会報の発行
 - 2) 会員の慶弔
 - 3) 後進子弟の育成
 - 4) 母校勤続職員の表彰
 - 5) その他必要と認めた事項
- 第5条 本会に、次の役員をおく。
- 1) 名誉会長 1名
 - 2) 相談役 若干名
 - 3) 会長 1名
 - 4) 副会長 若干名
 - 5) 常任理事 若干名
 - 6) 監事 2名
 - 7) 理事 ・支部長 各支部1名 ・年次会長 各会1名[㊤]
- ㊤総会当番幹事年次会長および次年度当番幹事年次会長を2年間常任理事に委嘱する。
- 8) 事務局長 1名
 - 9) 庶務会計 2名
- 第6条 本会は、会長歴任者を顧問に推戴する。
- 第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1) 名誉会長および相談役は、本会の発展向上に協力する。
 - 2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
 - 3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
 - 4) 理事および常任理事は、本会の運営および重要事項の審議に当たる。
 - 5) 監事は、本会の会計事務を監査し、総会に報告する。
 - 6) 支部長、年次会長は、それぞれの担当地区、年次会の連携強化と会の運営発展につとめる。
 - 7) 事務局長、庶務会計は、会長の指示にしたがって本会の事務を処理する。
- 第8条 役員を選出は、下記による。
- 1) 名誉会長は、山梨県立身延高等学校長を推戴する。
 - 2) 相談役は理事会において推挙された者とし、会長が委嘱する。
 - 3) 会長、副会長、監事は、理事会において会員中より推薦し、総会の承認を経て決定する。
 - 4) 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

- 5) 支部長、年次会長は、各支部、年次会で選出し、会長が委嘱する。
- 6) 事務局長、庶務会計は、学校長と協議のうえ会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、2年とし、再任および併任を妨げない。
欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会の会議は、総会、本部役員会、常任理事会、理事会とし、下記により会長が招集する。

1. 総会は、毎年1回定期に開催するほか必要に応じて臨時に開くことができる。定期総会は、各卒業年次会が順次幹事を担当、本会役員および事務局と協議して運営に当たる。

2. 本部役員会は、副会長以上の役員で構成し、必要に応じて開催し会務について協議する。

3. 常任理事会は、常任理事以上の役員で構成し、必要に応じて開催し会務について協議する。

4. 理事会は、全役員で構成し、毎年定期総会1か月前までに開催し総会提出議案等運営に関する諸事項について審議する。また必要に応じて臨時に開くことができる。

第11条 第4条に定める後進子弟の育成のための事業の一環として、「身延高等学校活性化基金」を設置する。活性化基金に関する規定等は、別に定める。

第12条 会員は、入会に当たり入会金を拠出するものとし、その額は、理事会で決める。

第13条 本会の経費は、入会金、寄付金、およびその他の収入をもって充てる。

第14条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、予算・決算は、総会の承認を得なければならない。

第15条 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護方針により別に定める。

第16条 本会則の改廃は、総会の議決によるものとする。

第17条 本会則に定めのない事項については、本部役員会等で協議のうえ処理し、総会に報告する。

附 則	この会則は、	昭和	52年	12月	1日	制定
		平成	14年	11月	10日	一部改正
		平成	21年	11月	8日	一部改正
		令和	元年	11月	10日	一部改正
		令和	3年	10月	18日	一部改訂

山梨県立身延高等学校同窓会個人情報保護方針

山梨県立身延高等学校同窓会（以下「同窓会」という）は、身延高等学校の教育活動の充実・支援を目的として会員の個人情報を取り扱っておりますが、個人情報の安全・確実な管理は本会に課せられた社会的使命であると認識し、以下の方針を定め、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の収集・利用について

同窓会は、個人情報の収集・利用に際して利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。

2 個人情報の適正な管理について

同窓会は、個人情報の適正な管理のために本方針に基づく細則等を定め、これを踏まえて必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3 個人情報の第三者への提供について

同窓会は、業務を委託する場合、法令の定めにより必要とされる場合及び情報管理等正当な理由がある場合を除いて、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

4 訂正・利用停止請求について

同窓会は、本人から申出があった場合は、所定の手続の上で個人情報の訂正・利用停止等の請求に応じます。

5 法令等の遵守について

同窓会は、個人情報の保護に関連する法令等を遵守します。

山梨県立身延高等学校同窓会個人情報に関する細則

（目的）

第1条 本細則は、同窓会がその業務を通して取得した会員の個人情報を適切に管理、利用、保護し、もって会員のプライバシーを保全することを目的とし、合わせて、個人情報の適正な取扱いに関し同窓会の個人情報保護に関する施策の基本となる事項を定め、よって会員の権利、利益を守り同窓会の業務の健全な運営をはかることを目的とする。

（個人情報の定義）

第2条 会員の個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述により当該本人を識別することができるもの（他の情報と安易に照合することができ、それによって当該本人を識別できるものを含む。）をいう。

（個人情報収集の原則）

第3条 同窓会が行う会員の個人情報の収集は、同窓会の事業の運営に必要な範囲に限定し、会員本人又は会員が同意する者から公正な手段によって収集されなければならない。なお、同窓会が会員等から個人情報を収集するに際しては、当該情報の利用目的及び当該情報が第5条の各号に該当する者に開示されることがあることについて明示した文書に同意の署名を得た上で行うことを原則とする。

（個人情報利用の原則）

第4条 同窓会による会員の個人情報の利用は、予め公表した利用目的の範囲に限定して利用されるものとし、会員の同意なく目的外の利用をしてはならない。

（第三者への個人情報提供の制限）

第5条 同窓会は、次の各号に該当する場合を除き、会員本人の個別の同意なくして、その個人情報を第三者に提供してはならない。

- （1）同窓会が業務の一部を外部に委託しており、委託業務の遂行のために必要不可欠な場合。
- （2）法令により、同窓会が相手方に当該情報を提供することが義務付けられている場合。
- （3）その他の正当な理由がある場合。